

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年2月10日(2005.2.10)

【公表番号】特表2000-517074(P2000-517074A)

【公表日】平成12年12月19日(2000.12.19)

【出願番号】特願平10-503166

【国際特許分類第7版】

G 06 F 12/00

G 06 F 13/00

H 04 L 29/06

H 04 L 29/14

【F I】

G 06 F 12/00 5 3 1 R

G 06 F 12/00 5 4 5 A

G 06 F 13/00 3 5 1 M

H 04 L 13/00 3 0 5 Z

H 04 L 13/00 3 1 1

【手続補正書】

【提出日】平成16年6月18日(2004.6.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手続補正書

平成16年 6月18日

特許庁長官 殿



1. 事件の表示

平成10年特許願 第503166号

2. 補正をする者

事件との関係 特許出願人

名 称 オントラック・データ・インターナショナル・インコーポ
レーテッド

3. 代理人

東京都文京区本郷5丁目1番16号

〒113-0033 N P - 2ビル 11階

電話(03)3814-5921(代表)

(7622) 弁理士 大橋邦彦



4. 補正対象書類名 明細書

5. 補正対象項目名 請求の範囲

6. 補正の内容

(1) 請求の範囲を別紙の通りに補正する。



(別紙)

請求の範囲

1. 正規のオペレーティング・システムを有するローカル・コンピュータにおける記憶媒体からデータを遠隔的に回復する方法であって、

前記ローカル・コンピュータのリムーバブル媒体記憶装置内に、立ち上がり可能な遠隔データ回復オペレーティング・プログラムが事前記憶されたリムーバブル記憶媒体をロードする段階と、

前記ローカル・コンピュータのメモリ内に、前記リムーバブル記憶媒体から前記立ち上がり可能な遠隔データ回復オペレーティング・プログラムをロードする段階であり、前記立ち上がり可能な遠隔回復オペレーティング・プログラムがローカル・コンピュータによって局所的に且つ前記正規のオペレーティング・システムとは独立して動作させられることから成る段階と、

前記ローカル・コンピュータと遠隔データ回復コンピュータとの間の通信を該ローカル・コンピュータによる前記遠隔データ回復オペレーティング・プログラムの動作を介して設定する段階と、

前記遠隔データ回復コンピュータによって前記ローカル・コンピュータを遠隔的に制御する段階であり、それに及んで、前記遠隔データ回復コンピュータの動作を介して前記ローカル・コンピュータの前記記憶媒体上のデータが診断され矯正され得る。

2. 前記遠隔データ回復コンピュータとの通信を設定する前に、前記ローカル・コンピュータによる前記遠隔データ回復オペレーティング・プログラムの動作を通じて、情報を求めてローカル・コンピュータ・ユーザに質問する段階を更に含む、請求項1に記載の方法。

3. 前記遠隔データ回復コンピュータとの通信を設定する前に、前記ローカル・コンピュータによる前記遠隔データ回復オペレーティング・プログラムの動作を通じて、データ回復情報を求めて前記ローカル・コンピュータ・ユーザに質

問する段階を更に含む、請求項 2 に記載の方法。

4. 前記遠隔データ回復コンピュータとの通信を設定する前に、前記ローカル・コンピュータによる前記遠隔データ回復オペレーティング・プログラムのオペレーションを通じて、ユーザ識別情報を求めて前記ローカル・コンピュータ・ユーザに質問する段階を更に含む、請求項 2 に記載の方法。
5. 前記ローカル・コンピュータ上で実行しているデータ回復プログラムの動作を、前記遠隔データ回復コンピュータでのディスプレイを介してモニタする段階を更に含む、請求項 1 に記載の方法。
6. 前記モニタする段階が、データ回復アプリケーション・プログラム用の前記遠隔データ回復オペレーティング・プログラムを含む前記記憶媒体をモニタすることを含む、請求項 5 に記載の方法。
7. 前記遠隔データ回復コンピュータでのコンピュータ入力装置によって、前記ローカル・コンピュータ上で実行しているデータ回復プログラムの動作を制御する段階を更に含む、請求項 1 に記載の方法。
8. 前記遠隔データ回復コンピュータによって、前記ローカル・コンピュータ上のローカル・ディスプレイの表示を制御する段階を更に含む、請求項 1 に記載の方法。
9. 前記遠隔データ回復コンピュータ上の遠隔ディスプレイによって、前記ローカル・コンピュータ上のローカル・ディスプレイの表示をモニタする段階を更に含む、請求項 1 に記載の方法。
10. 前記遠隔データ回復コンピュータから前記ローカル・コンピュータへ、データ回復アプリケーション・プログラムをダウンロードする段階を更に含む、

請求項 1 に記載の方法。

1 1 . 前記遠隔データ回復コンピュータから前記ローカル・コンピュータへ、データ回復診断プログラムをダウンロードする段階を更に含む、請求項 1 に記載の方法。

1 2 . 前記ダウンロードする段階が、前記ローカル・コンピュータにおける記憶媒体上にデータ回復アプリケーション・プログラムをダウンロードすることを含む、請求項 1 1 に記載の方法。

1 3 . 前記ローカル・コンピュータでデータ回復アプリケーション・プログラムを実行する段階を更に含む、請求項 1 に記載の方法。

1 4 . 前記ローカル・コンピュータでデータ回復診断プログラムを実行する段階を更に含む、請求項 1 に記載の方法。

1 5 . 前記ローカル・コンピュータから前記遠隔データ回復コンピュータへ、回復されるべきデータをダウンロードする段階を更に含む、請求項 1 に記載の方法。

1 6 . 前記遠隔データ回復コンピュータから前記ローカル・コンピュータへ、データ回復アプリケーション・プログラムをダウンロードすると共に、そのデータ回復アプリケーション・プログラムを実行する段階を更に含む、請求項 1 に記載の方法。

1 7 . 前記通信を設定する段階が、通信サーバを通じて通信を設定しており、データ回復のために、前記通信サーバを介して、第 2 遠隔データ回復コンピュータと第 2 ローカル・コンピュータとの間に通信を設定する段階を更に含む、請求項 1 に記載の方法。

18. 前記遠隔データ回復コンピュータのオペレータが、データにおける変更を続行するか、或は代替的に放棄するかの決定を為すときまで、前記ローカル・コンピュータへのデータにおける変更を遅らせる段階を含む、請求項1に記載の方法。

19. 前記ローカル・コンピュータへのデータにおける変更を行うとの決定が為されたならば、変更される旨のマーク付けられた全データを、保管のために、前記遠隔データ回復コンピュータにおける保管ファシリティへ先ず転送する段階を更に含む、請求項18に記載の方法。

20. 前記ローカル・コンピュータのローカル記憶装置のセクタに対して実行されるべき全書き込み活動を、前記遠隔データ回復コンピュータにおけるファイルにロギングする段階を含む、請求項19に記載の方法。

21. 前記セクタ及び前記ローカル記憶装置を識別すると共に、そのセクタに書き込まれた最新データを識別する識別子を前記ファイル内の各エントリに提供する段階を更に含む、請求項20に記載の方法。

22. データ記憶媒体からアクセスできないデータを回復するためのデータ回復システムであつて、

前記データ記憶媒体に関連されると共に、中央演算装置、メモリ、リムーバブル媒体記憶装置、並びに、正規のオペレーティング・システムを有するローカル・コンピュータと、

遠隔データ回復コンピュータと、

前記ローカル・コンピュータの前記リムーバブル媒体記憶装置内ヘロードされるべきリムーバブル・データ記憶媒体であり、事前記録された立ち上がり可能なデータ回復プログラム手段を含むリムーバブル・データ記憶媒体と、

前記正規オペレーティング・システムとは独立して前記ローカル・コンピュー

タを動作させるために前記ローカル・コンピュータの前記メモリ内にロードされ
て、前記ローカル・コンピュータと前記遠隔データ回復コンピュータとの間に通
信を設定する立ち上がり可能な遠隔データ回復プログラム手段と、を備え、

前記ローカル・コンピュータの前記データ記憶媒体上のデータが診断及び矯正
され得るよう、前記ローカル・コンピュータが前記遠隔データ回復コンピュー
タによって遠隔的に制御されることから成るデータ回復システム。

23. 前記立ち上がり可能な遠隔データ回復プログラム手段が、前記ローカル・
コンピュータを動作するための立ち上がり可能なオペレーティング・システム手
段を含む、請求項22に記載のデータ回復システム。

24. 前記立ち上がり可能な遠隔データ回復プログラム手段が、データ回復診
断プログラム手段を含む、請求項22に記載のデータ回復システム。

25. 前記立ち上がり可能な遠隔データ回復プログラム手段が、データ回復ア
プリケーション・プログラム手段を含む、請求項22に記載のデータ回復シス
テム。

26. 前記遠隔データ回復コンピュータが、データ回復アプリケーション・プ
ログラム手段を記憶する第2データ記憶媒体を含み、該データ回復アプリケーシ
ョン・プログラム手段が前記遠隔データ回復コンピュータから前記ローカル・コ
ンピュータへダウンロード可能である、請求項22に記載のデータ回復システム。

27. 前記ローカル・コンピュータと前記遠隔データ回復コンピュータとの間
に設定される通信を担う通信チャネルを更に含み、該通信チャネルが、電話線、
ローカル・エリア・ネットワーク、ワイド・エリア・ネットワーク、並びに、イ
ンターネットから成るグループの内の1つを用いている、請求項22に記載のデ
ータ回復システム。

28. 前記遠隔データ回復コンピュータが、前記ローカル・コンピュータでデータ回復アプリケーション・プログラムをモニタするためのディスプレイを備える、請求項22に記載のデータ回復システム。

29. 前記立ち上がり可能な遠隔データ回復プログラム手段が、前記ローカル・コンピュータのユーザにユーザ情報を求める質問を為すためのプログラムを含む、請求項22に記載のデータ回復システム。

30. 前記立ち上がり可能なデータ遠隔回復プログラム手段が、前記ローカル・コンピュータのユーザにデータ回復情報を求める質問を為すプログラムを含む、請求項22に記載のデータ回復システム。

31. 前記立ち上がり可能な遠隔データ回復プログラム手段が、前記データ記憶媒体からデータを回復するために、前記遠隔データ回復コンピュータから動作可能である、請求項22に記載のデータ回復システム。

32. 前記立ち上がり可能な遠隔データ回復プログラム手段が、前記データ記憶媒体上のデータ回復状況を診断するために、前記遠隔データ回復コンピュータから動作可能である、請求項22に記載のデータ回復システム。

33. 前記立ち上がり可能な遠隔データ回復プログラム手段が、前記遠隔データ回復コンピュータに回復させるべきデータをダウンロードするために、前記遠隔データ回復コンピュータから動作可能である、請求項22に記載のデータ回復システム。

34. ローカル・コンピュータのリムーバブル媒体記憶装置内にロードされるべきリムーバブル記憶媒体に事前記録されたコンピュータ・プログラムであって、前記ローカル・コンピュータの中央演算装置によって局所的に動作させ得る遠隔データ回復プログラムと、

遠隔データ回復コンピュータとの通信を設定して、前記ローカル・コンピュータ上のデータを診断及び矯正する通信プログラムと、
を備えるコンピュータ・プログラム。

35. 前記遠隔データ回復オペレーティング・プログラムがデータ回復診断プログラムを含む、請求項34に記載のコンピュータ・プログラム。

36. 前記遠隔データ回復オペレーティング・プログラムがデータ回復アプリケーション・プログラムを含む、請求項34に記載のコンピュータ・プログラム。

37. データ回復の方法であって、

データ回復を要求するデータ記憶装置を有するローカル・コンピュータと遠隔データ回復コンピュータとの間に通信リンクを設定する段階と、

前記ローカル・コンピュータと前記遠隔データ回復コンピュータとの間の相互作用を可能とする段階と、

前記遠隔データ回復コンピュータに常駐するデータ回復プログラムへのアクセスを維持する段階と、

前記データ記憶装置を診断する段階と、

前記ローカル・コンピュータの前記データ記憶装置上のデータを矯正する段階と、

の諸段階を含む方法。

38. 前記通信リンクを設定する段階が、モ뎀、ローカル・エリア・ネットワーク、ワイド・エリア・ネットワーク、並びに、インターネットから成るグループの内の1つを介して通信リンクを設定することを含む、請求項37に記載の方法。

39. 前記遠隔データ回復オペレーティング・プログラムが前記ローカル・コンピュータの正規のオペレーティング・システムとは独立して立ち上がり可能で

ある、請求項3・4に記載のコンピュータ・プログラム。

40. 前記遠隔データ回復オペレーティング・プログラムが前記ローカル・コンピュータの正規のオペレーティング・システムにおいて動作可能である、請求項3・4に記載のコンピュータ・プログラム。

41. コンピュータ上で実施されるコンピュータ実行可能指示を有する変調されたデータ信号であって、

記憶媒体からローカル・コンピュータのメモリへ遠隔データ信号回復アプリケーション・プログラムをロードし、

前記ローカル・コンピュータによる前記遠隔データ回復アプリケーション・プログラムの動作を介して前記ローカル・コンピュータと遠隔データ回復コンピュータとの間での通信を設定し、

前記遠隔データ回復コンピュータから前記ローカル・コンピュータへデータ回復アプリケーション・プログラムをダウンロードし、

前記遠隔データ回復コンピュータによって前記ローカル・コンピュータを遠隔的に制御し、それに及んで、データ回復が前記遠隔データ回復コンピュータの動作を介して実行され得ることから成る変調されたデータ信号。

42. データ記憶媒体からデータを回復するためのデータ回復システムであつて、

前記データ記憶媒体と関連されると共にメモリを有するローカル・コンピュータと、

第1遠隔データ回復コンピュータを含む複数の遠隔データ回復コンピュータと、前記複数の遠隔データ回復コンピュータと結合された遠隔サーバと、

前記ローカル・コンピュータの前記メモリ内へロードされて前記遠隔サーバとの通信を設定する遠隔データ回復プログラムであり、前記遠隔サーバが前記第1遠隔データ回復コンピュータとの通信を設定し、前記遠隔データ回復プログラムが前記ローカル・コンピュータを前記第1遠隔データ回復コンピュータによって

遠隔的に制御させることを許容して、前記データ記憶媒体からデータを回復することから成る遠隔データ回復プログラムと、
を含むデータ回復システム。

4 3. 前記遠隔サーバが前記第1遠隔データ回復コンピュータとの通信を終了し、前記複数の遠隔データ回復コンピュータからの第2遠隔データ回復コンピュータとの通信を設定して、前記ローカル・コンピュータを前記第2遠隔データ回復コンピュータによって遠隔的に制御させることを許容する、請求項4 2に記載のシステム。

4 4. リムーバブル記憶媒体を更に含み、そこから前記遠隔データ回復プログラムが前記ローカル・コンピュータの前記メモリ内へロードされる、請求項4 2に記載のシステム。

4 5. ローカル・コンピュータからデータを遠隔的に回復するための方法であつて、

第1遠隔サーバから前記ローカル・コンピュータへデータ回復アプリケーション・プログラムをダウンロードする段階と、

前記データ回復アプリケーション・プログラムを前記ローカル・コンピュータ上にインストールする段階と、

前記データ回復アプリケーション・プログラムを前記ローカル・コンピュータのメモリ内へロードする段階と、

前記ローカル・コンピュータによる前記データ回復アプリケーション・プログラムの動作を介して前記ローカル・コンピュータと第2遠隔サーバとの間に通信を設定する段階と、

前記第2遠隔サーバによって第1遠隔データ回復コンピュータへの前記通信の経路指定する段階と、

前記第1遠隔データ回復コンピュータによって前記ローカル・コンピュータを遠隔的に制御する段階であり、それに及んで、データ回復が前記遠隔データ回復

コンピュータの動作を介して実行され得ることから成る段階と、
の諸段階を含む方法。

4 6. 前記通信を設定する段階が、ネットワークを介して、前記ローカル・コンピュータと前記第2遠隔サーバとの間に通信を設定する段階を含む、請求項45に記載の方法。

4 7. 前記通信を設定する段階が、モデムを用いて、前記ローカル・コンピュータと前記第2遠隔サーバとの間に通信を設定する段階を含む、請求項45に記載の方法。

4 8. 前記第1遠隔サーバと前記第2遠隔サーバとが1つのサーバである、請求項45に記載の方法。

4 9. 前記第2遠隔サーバによって第2遠隔データ回復コンピュータへの通信を再経路指定する段階を更に含む、請求項45に記載の方法。